

香川県農業経営基盤強化資金利子助成補助金交付要綱

制定 平成7年4月20日7農B第 81号
最終改正 令和3年7月1日3農経第24631号

(趣 旨)

第1条 県は効率的かつ安定的な農業経営体を育成し、これらの農業経営体が農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を図るため、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）等に基づく認定に係る農業経営改善計画等を達成しようとする農業者に対して融通する長期資金である農業経営基盤強化資金（以下「スーパーL資金」という。）を借り入れ、農業経営の改善を図ろうとする農業者（以下「対象農業者」という。）であって、県があらかじめ承認したものに市町が利子助成金を交付するときは、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号）に定めるもののほか、この要綱に基づき、予算の範囲内で当該市町に対し利子助成補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。

(補助対象資金)

第1条の2 前条の規定による補助金の交付を受けることのできる補助対象の資金は、次のとおりとする。

- (1) 平成22年3月31日までに貸付決定が行われたスーパーL資金
- (2) 平成22年4月23日から平成24年3月31日までの間に貸付決定が行われたスーパーL資金（農業経営基盤強化資金実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知。以下「農業経営基盤強化資金実施要綱」という。）第3の2の（7）の資金を除き、かつ当該貸付決定に係る貸付額が500万円を超えるものに限る。）のうち、個人にあつては1億円以下、法人にあつては3億円以下の部分であつて、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知）に定めるところにより、公益財団法人農林水産長期金融協会（昭和39年9月15日に財団法人高風会という名称で設立された法人。以下「長期金融協会」という。）から利子助成を受けるもの

(補助金の額)

第2条 第1条に規定する補助金の額は、次に掲げる区分に応じた額とする。

- (1) 平成22年3月31日までに貸付決定が行われたスーパーL資金

市町が毎年、前年度の6月1日から当該年度の5月31日までの期間について、対象農業者に対し、スーパーL資金の貸付時点での農業経営基盤強化資金及び農業経営改善促進資金の金利水準に関する取扱要領（平成6年6月29日付け6農経A第666号農林水産省経済局長通知）に規定するスーパーL資金

の実質金利水準であって、償還期限に対応するものを実現するために行った
利子助成額の2分の1に相当する額以内

(2) 平成22年4月23日から平成24年3月31日までの間に貸付決定が行われたスーパーL資金

市町が毎年、前年度の6月1日から当該年度の5月31日までの期間について、対象農業者に対し、スーパーL資金の貸付時点での農業経営基盤強化資金実施要綱第3の4に規定する貸付利率を0%に引き下げるのに必要な額の5分の1に相当する額（ただし、貸付利率を0.5%引き下げるのに必要な額を限度とする。）を利子助成した額の2分の1に相当する額以内

（補助金の交付対象期間）

第3条 補助金の交付対象期間は、平成22年3月31日までに貸付決定が行われたスーパーL資金については、スーパーL資金の利子支払に係る期間を上限とし、平成22年4月23日から平成24年3月31日までの間に貸付決定が行われたスーパーL資金については、貸付当初5年間を上限とする。

（利子助成補助の承認申請）

第4条 この事業を実施しようとする市町長は、前年度の6月1日から当該年度の5月31日までの期間に市町長が新たに利子助成の承認をした対象農業者をとりまとめ、毎年度6月20日までに償還年次表の写しを添付し農業経営基盤強化資金利子助成補助承認申請書（様式第1号）を知事に提出するものとする。

（利子助成補助の承認）

第5条 知事は、前条の農業経営基盤強化資金利子助成補助承認申請書を受理したときは内容を審査し、適当と認めた場合は、農業経営基盤強化資金利子助成補助承認書を毎年度6月30日までに市町長に交付するものとする。

（利子助成補助の承認事項の変更）

第6条 市町長は、知事が既に利子助成補助の承認をしたスーパーL資金の貸付けであって、株式会社日本政策金融公庫による貸付条件の変更がなされたものについて、利子助成補助の承認事項の変更を求めるときは、毎年度6月20日までに農業経営基盤強化資金利子助成補助変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の農業経営基盤強化資金利子助成補助変更承認申請書を受理したときは内容を審査し、適当と認めた場合は、農業経営基盤強化資金利子助成補助変更承認書を毎年度6月30日までに市町長に交付するものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付申請をしようとする市町長は、農業経営基盤強化資金利子助成補助金交付申請書（様式第3号）に融資機関又は利子助成の承認を受けた対象農業者から提出を受けた次に掲げる書類の写しを添付して毎年度7月10日までに知事に提出するものとする。

- (1) 農業経営基盤強化資金融資残高移動報告書
- (2) 農業経営基盤強化資金利子助成金交付申請明細書

（補助金の交付決定）

第8条 知事は、前条の規定による利子助成補助金交付申請書を受理したときは、補助金を交付することについてその適否を審査し、補助金を交付すべきものと認められたときは、交付すべき補助金の額を決定し、当該市町長に毎年度7月31日までに通知するものとする。

（実績報告）

第9条 市町長は、補助事業完了したときは、農業経営基盤強化資金利子助成事業実績報告書（様式第4号）を毎年度8月20日までに知事に提出するものとする。

（補助金の額の確定）

第10条 知事は、前条の報告書を審査し適当と認められたときは補助金の額を確定し、その旨を当該市町長に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 市町長は、前条の規定による補助金の額の確定通知を受理した後、速やかに請求書を知事に提出するものとする。

（補助金の交付）

第12条 知事は、前条の規定による請求書を受理した後、毎年度9月30日までに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第13条 知事は、市町長が補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金の返還）

第14条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合は、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその償還

を命ずるものとする。

(書類の保管等)

第15条 市町長は、当該補助事業に係る補助金と当該補助事業に係る当該市町の予算及び決算との関係を明らかにした補助金調書(様式第5号)を作成し、補助事業の完了の日又は決定の取消しの通知を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成7年4月20日から施行する。
- 2 平成7年度に限り、第4条の6月20日を11月20日、第5条の6月30日を11月30日、第6条の7月10日を12月10日、第7条の7月31日を1月10日、第8条の8月20日を1月30日、第10条の9月30日を3月10日に読み替えることができるものとする。
- 3 この要綱は、平成10年6月16日から施行する。
- 4 この要綱は、平成10年8月21日から施行する。
- 5 この要綱は、平成10年9月18日から施行する。
- 6 この要綱は、平成10年10月22日から施行する。
- 7 この要綱は、平成10年12月22日から施行する。
- 8 この要綱は、平成11年2月3日から施行する。
- 9 この要綱は、平成11年5月25日から施行する。
- 10 この要綱は、平成11年6月16日から施行する。
- 11 この要綱は、平成11年7月26日から施行する。
- 12 この要綱は、平成11年10月20日から施行する。
- 13 この要綱は、平成11年11月18日から施行する。
- 14 この要綱は、平成12年6月16日から施行する。
- 15 この要綱は、平成12年7月10日から施行する。

この要綱の改正後の規定は、平成12年6月19日以降に融通されたスーパーL資金について適用し、同日前に融通されたスーパーL資金については、なお従前の例による。

- 16 この要綱は、平成12年10月25日から施行する。

この要綱の改正後の規定は、平成12年9月14日以降に融通されたスーパーL資金について適用し、同日前に融通されたスーパーL資金については、なお従前の例による。

- 17 この要綱は、平成13年3月8日から施行する。

この要綱の改正後の規定は、平成13年2月1日以降に融通されたスーパーL資金について適用し、同日前に融通されたスーパーL資金については、なお従前の例による。

18 この要綱は、平成13年3月27日から施行する。

この要綱の改正後の規定は、平成13年2月26日以降に融通されたスーパーL資金について適用し、同日前に融通されたスーパーL資金については、なお従前の例による。

19 この要綱は、平成13年3月30日から施行する。

この要綱の改正後の規定は、平成13年3月19日以降に融通されたスーパーL資金について適用し、同日前に融通されたスーパーL資金については、なお従前の例による。

20 この要綱は、平成13年4月20日から施行する。

この要綱の改正後の規定は、平成13年4月2日以降に融通されたスーパーL資金について適用し、同日前に融通されたスーパーL資金については、なお従前の例による。

21 この要綱は、平成13年5月30日から施行する。

この要綱の改正後の規定は、平成13年5月1日以降に融通されたスーパーL資金について適用し、同日前に融通されたスーパーL資金については、なお従前の例による。

22 この要綱は、平成14年7月24日から施行する。

この要綱の改正後の規定は、平成14年7月1日以降に融通されたスーパーL資金について適用し、同日前に融通されたスーパーL資金については、なお従前の例による。

23 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

24 この要綱は、平成20年10月17日から施行し、平成20年10月1日から適用する。

25 この要綱は、平成22年4月23日から施行する。

26 この要綱は、平成23年4月15日から施行する。

27 この要綱は、平成24年5月2日から施行し、平成24年4月6日から適用する。

28 この要綱は、平成25年4月11日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

29 この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

令和 年度農業経営基盤強化資金利子助成補助承認申請書

番 号
年 月 日

香 川 県 知 事 殿

市 町 長

別紙「農業経営基盤強化資金利子助成補助承認申請明細書」の農業経営基盤強化資金の借入者に対し、本市（町）が行う利子助成事業について利子助成補助を受けたいので、香川県農業経営基盤強化資金利子助成補助金交付要綱第4条の規定により申請します。

様式第2号(第6条関係)

農業経営基盤強化資金利子助成補助変更承認申請書

番 号
年 月 日

香 川 県 知 事 殿

市 町 長

令和 年 月 日付け 第 号で承認通知があった農業経営基盤強化資金利子助成補助の承認事項について、別紙のとおり変更したいので、香川県農業経営基盤強化資金利子助成補助金交付要綱第6条第1項の規定により申請します。

様式第2号別紙(第6条関係)

農業経営基盤強化資金利子助成補助変更明細書

	貸付 決定日	貸付 決定 番号	借入者氏名	借入金額	貸付 実行日	貸付 利率	利子 助成 率	償還 期間	据置 期間	償還方法	利子助成期間	変更理由
変更前	年月日			千円	年月日	年%	年%	年	年		年 月 日から 年 月 日まで	
変更後												

(注) 変更しようとする利子助成について、変更後の利子助成内容及び変更理由を記入する。

様式第3号(第7条関係)

令和 年度農業経営基盤強化資金利子助成補助金交付申請書

番 号
年 月 日

香 川 県 知 事 殿

市 町 長

令和 年度分の農業経営基盤強化資金利子助成補助金の交付を受けたいので、香川県農業経営基盤強化資金利子助成補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

記

- 1 事業名
令和 年度農業経営基盤強化資金利子助成事業
- 2 交付申請額
金 円
- 3 事業の目的

4 事業計画

香川県農業経営基盤強化資金利子助成計画

借入 年度	借入 年月日	借入者 氏名	期首融資 残高(延滞 額を除く) 又は期中 貸付額 (A)	期中約定 又は繰上 償還額 (B)	期中発 生延滞 元金 (C)	期末融資 残高 (延滞額を除く) (D) =(A)-(B)-(C)	日 数 (E)	積 数 (F)=(D)×(E)	融資平均残高 (G)=(F)÷365	利子 助成 率 (H)	市町利子 助成額 (I) =(G)×(H)	県利子 助成 補助額 (I)×1/2	補助事業 完了予定 年月日
	年月日		円	円		円	日	円	円	%	円	円	年月日

(注) 利子助成額の算出に当たっては、1円未満は切り捨てる。

5 収支予算書

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較		備考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
市町費					
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較		備考
			増	減	
利子助成金	円	円	円	円	
計					

香 川 県 知 事 殿

市 町 長

令和 年度農業経営基盤強化資金利子助成事業実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった令和 年度香川県農業
経営基盤強化資金利子助成事業が完了したので、香川県農業経営基盤強化資金利子
助成補助金交付要綱第9条の規定により、その実績を報告します。

記

1 事業の目的

2 事業実績

香川県農業経営基盤強化資金利子助成実績

借入 年度	借入 年月日	借入者 氏名	期首融資 残高(延滞 額を除く) 又は期中 貸付額 (A)	期中約定 又は繰上 償還額 (B)	期中発 生延滞 元金 (C)	期末融資 残高 (延滞額を除く) (D) =(A)-(B)-(C)	日 数 (E)	積 数 (F)=(D)×(E)	融資平均残 高 (G)=(F)÷365	利子 助成 率 (H)	市町利子 助成額 (I) =(G)×(H)	県利子 助成 補助額 (I)×1/2	補助事業 完了 年月日
	年月日		円	円		円	日	円	円	%	円	円	年月日

(注) 利子助成額の算出に当たっては、1円未満は切り捨てる。

3 収支精算書

(1) 収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較		備考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
市町費					
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較		備考
			増	減	
利子助成金	円	円	円	円	
計					

